



住宅の改修に 介護保険が利用できます

申請は工事着工前に行いましょう

介護保険では、在宅の要介護者や要支援者が、自宅で生活を続けることができるよう、住宅の改修を行った場合に費用の一部を支給します。

対象

- ◆ 要支援、要介護の認定を受けている人
- ◆ 在宅で生活をしている人
- ◆ 改修する住宅の住所地在介護保険被保険者証の住所地と同一であること
- ※申請前に行った住宅改修は、支給の対象になりません。

対象となる改修

- ◆ 手すりの取り付け
- ◆ 床、通路面の段差解消
- ◆ すべり防止および円滑な移動のための床材の変更
- ◆ 開き戸から引き戸などへの扉の取り替え
- ◆ 洋式便器などへの取替え
- ◆ その他住宅改修に付帯して必要となる改修

支給額の算定方法

- ◆ 対象工事費のうち20万円を上限として、介護保険から9割、利用者1割を負担します。
(支給額は最大で18万円となります)
- ※20万円を超える分については、全額自己負担となります。
- ◆ 対象工事費の合計が20万円になるまで、改修は何度でもできます。

申請の際に必要なもの

- ◆ 住宅改修が必要な理由書
- ◆ 改修予定箇所の写真
- ◆ 平面図（改修前後の状態が分かるもの）
- ◆ 工事見積書
- ※改修前に介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

申請窓口

くらし部健康課



担当:河北 (健康課)

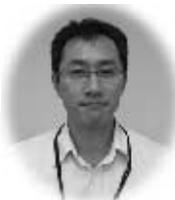
問

杵藤地区広域市町村圏組合
介護保険事務所
☎0954-69-8222
(市外局番からダイヤルしてください)
くらし部 健康課
☎23-9135
介護保険事務所のホームページ
<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>

武雄北部土地区画整理事業 換地処分

武雄都市計画事業では、新幹線に関連する武雄北部土地区画整理事業地区の一部（1工区）について換地処分を行いました。平成23年3月15日付で県知事より換地処分の公告がありました。

これにより、1工区の大字名、地番が変更となっております。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。なお、新幹線に関連しない武雄北部土地区画整理事業の地区（2工区）については、今後も継続して事業を行います。皆様のご理解ご協力をお願いします。



担当：井手



(換地処分区域は1工区で、青色部分です)

換地処分説明図

問 まちづくり部 都市計画課
☎(23) 9418